

|       |         |        |
|-------|---------|--------|
| 京 包 線 | 豊台・包頭   | 816 km |
| 膠 濟 線 | 済南・青島   | 393    |
| 石 德 線 | 石門・徳県   | 181    |
| 石 太 線 | 石門・太原   | 244    |
| 同 蒲 線 | 大同・蒲州   | 833    |
| 懷 慶 線 | 新郷・懷慶   | 79     |
| 龍 海 線 | 連雲碼頭・開封 | 500    |

なお華北交通は大清河・南運河・子牙河・蘆運河・小清河等における内河水運 3,663 km, 自動車路線 17,809 km を兼営した。また天津, 塘沽, 連雲における一部碼頭を兼営し, 昭和 17 年には白河下流の塘沽に新港を建設した。

この会社の資本額は前述のように 3 億円であったが, その後日本政府からの現物出資の増加等により昭和 17・5, 4 億円に増資された。

参考文献 満鉄調査部編 支那経済年報 昭和 15 年。華北交通編 華北交通 昭和 18 年。(遠藤 武・中村英男)

**かまいしせん 釜石線** 東北本線花巻駅から太平洋岸にある釜石駅に至る 90.2 km の線。東北線に属し線路等級は簡易線である。

大正 2・12 花巻・土沢間・大正 3・12 土沢・岩手上郷間, 大正 4 年岩手上郷・仙人峠間が岩手軽便鉄道株式会社によって開通, 昭和 11・8 政府に買収され, 釜石西線と呼ばれることとなった。昭和 20・6 釜石・陸中大橋間釜石東線が開通, つづいて釜石西線の軌間変更および足ヶ瀬・陸中大橋間の開通によって, 昭和 25・10 両線全通, 花巻・釜石間を釜石線と呼ぶこととなった。(森 梯寿)

**かまなり 缶鳴り** (英) drumming 蒸気機関車が停車中または運転中火床が比較的薄い場合, 火室内で余韻(よいん)を有する連続的爆音を発して鳴動することがある。この現象をかま鳴り(ドラミング)と称し, 燃焼ガスと空気中の酸素とがある割合に混合し爆発的燃焼をなすために起るもので, きわめて力強い音を発生してボイラに振動を与え, 鉄(びょう)・控・煙管等の損傷を伴う。これを防止するにはたき口戸を開くか, 灰箱風戸を調節するか, あるいは送風器を使用する等適宜の方法によって火室内への空気の供給量を変化させ, 燃焼状態を変えればよい。(麻田武公)

**かみやまだせん 上山田線** 筑豊本線飯塚駅から南下して上山田駅に至る 14.4 km の線。筑豊線に属する丙線である。

明治 28・4 飯塚・臼井間筑豊鉄道株式会社によって開通, 明治 30・10 九州鉄道株式会社に合併, 明治 31・2 臼井・下山田間開通, 明治 36・12 上山田まで開通, 明治 40 年鉄道国有法によって国鉄に移管, 筑豊線と呼称したが, 昭和 4・2 上山田線と改められた。(森 梯寿)

**かもつ 貨物** 鉄道運送において貨物とは貨物列車で運送することを本旨とした荷物の概念で, その内容等については\*貨物運送。(重森直樹)

**かもつあつかいしゅべつ 貨物扱種別** 託送される貨物の数量・性質・形状・運送条件の相異等にしたがって定めた貨物運送制度上の取扱方法の区別であって, 現行の扱種別には宅扱・小口扱および車扱の 3 種がある。この選択は荷送人の自由意思によってなされる。

1 宅 扱 この扱は少量の貨物を急送するのに適する扱で, 鉄道で集貨配達をする制度である(集配料を要しない。また荷主が希望すれば集貨しないで駅へ持込み託送もできる。この場合は集貨の費用だけ運賃が安くなる)。また託送手続および運賃の計算も簡単で, 積卸も国鉄の負担になっている。ただ

しつぎの貨物はこの扱にはできない。

(1) 死体, 遺骨, 容器を用いない動物および建物取りこわし材 (2) 貴重品で車扱による場合 1 級 10 割増の運賃を収受するもの, レントゲン管球, 太陽灯発光管, 水銀整流管およびネオンチューブ (3) 蔵丸かご, 危険品および汚い品 (4) 3 割をこえて運賃割引の適用を受けるものおよび無賃の取扱をするもの (5) 1 個の長さ 4.5 m (平板状のものにあっては, 縦および横ともそれぞれ 2 m), 重量 200 kg, 容積 1.5 m<sup>3</sup> をこえるもの (6) 貨物引換証または船荷証券を発行するもの (7) 集貨先・配達先が集配区域内でないものおよび託送当時届先が未定のもの (8) 配達付でないもの (9) 専用線着のもの。

2 小 口 扱 この扱はとくに急送を要しない少量の貨物を運送するのに適する扱で, 配達付の制度でなく発駅から着駅までの運送を行う制度である。託送手続その他は宅扱と同様である。ただししつぎの貨物は小口扱とすることができない。

(1) 宅扱の場合の取扱制限(1)に該当するもの (2) 四エチル鉛ならびに危険品に属する生石灰および焼成ドロマイト (3) 1 個の長さ 7 m, 重量 3 t または容積 5 m<sup>3</sup> をこえるもの。

3 車 扱 この扱は貨主が貨車を自己の貨物のために専用に運送する制度で, 大口大量の貨物または 1 個の長さ・重量・容積などがとくに長大な貨物を運送するのに適する扱である。貨物の貨車積卸は貨主の負担であるが, 運賃は非常に割安である。またとくに急送輸送を希望する者に対しては, 支障のない範囲において運送列車または連絡船の指定にも応ずる。

一般にいわれる小口貨物とは貨物扱種別ではなく宅扱貨物・小口扱貨物の総称。

4 1 車積貨物 運送制度上車扱貨物がこれに該当するが, その概念は車扱貨物に限定されない。1 車積貨物と表現されるときは単なる制度上の呼称をさけるために用いられることが多く, 法令あるいは恒久的な鉄道の公示達等に使われる用語とみるべきである。最近はいかなるものにも「車扱貨物」あるいは「1 車を専用して運送する貨物」といわれる場合が多い。(重森直樹)

**かもつあつかいしゅ 貨物扱所** 駅の貨物扱所は貨物の受託・引渡の事務を行う本拠であり, 外部に対しては荷主に対する窓口となり, 内部に対しては貨物扱事務の中心となるところである。したがって荷主の出入に便利な場所であると同時に, 貨物扱事務遂行上便利な場所であることが必要であるので, 貨物扱所は出入口付近の貨物ホームの近くに設置されるのが通例であるが, 小駅では駅長室の一部に設ける場合が多い。汐留・梅田・笹島等のような貨物専用駅には貨物扱所のほかに駅本屋を設けてある。(近藤正弘)

**かもつあんないじょ 貨物案内所** 各主要駅の貨物取扱所に併置されているもので, 一般荷主公衆に対し鉄道貨物運送の案内をすることを主務にしている所をいう。(重森直樹)

**かもつわや 貨物上家** (英) freight shed 貨物積卸の際, 雨ぬれまたは日光の直射をきらう貨物を取扱う貨物積卸場に設ける上家をいう。

貨物上家は通路側は小運送機関すなわちトラック等の荷台全体をおおい, 線路側は上家の軒先がホームの端から線路側へ 3.8 m 出ているのがよい。これを全車覆上家という, しかしながら降雨雪の少ない地方, または降雨雪の際風を伴わない地方, あるいは取扱量の少ないところでは, 上家の軒先がホームの端から線路側へ 2.0 m 出ているものでもよい。これを半車覆上家という。貨物上家内は重要な荷役作業を行うところであるから作業能率をあげるため, あるいは従事員の保健等の点から